

国家公務員制度改革推進本部  
労使関係制度検討委員会会議規則（案）

（座長）

- 第一条 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は会務を総理し、会議を代表する。
  - 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

- 第二条 委員会は、座長が招集する。
- 2 会議の招集に当たっては、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

（議事）

- 第三条 委員の三分の二以上又は学識経験者委員、労働側委員及び使用者側委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 会議の運営については、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議の公開）

- 第四条 会議は、原則として公開とする。
- 2 座長は、原則として会議終了後速やかに会議の資料を公表するものとする。
  - 3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を公表するものとする。
  - 4 座長は、原則として会議の議事録を公表するものとする。

（庶務）

- 第五条 会議の庶務は、国家公務員制度改革推進本部事務局において処理する。

（雑則）

- 第六条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。